

平成21年度海士町地域情報通信基盤整備推進事業
実施設計業務委託仕様書

島根県 海士町

1. 業務委託

(1) 目的

本設計は、設計条件に基づき海士町（以下「委託者」という。）が施工する海士町地域情報通信基盤整備推進事業を実施するために必要な設計図書を作成するものである。

(2) 委託業務名

平成21年度海士町地域情報通信基盤整備推進事業実施設計業務

(3) 業務委託場所

島根県海士町全域

(4) 業務委託期間

自：契約締結の日

至：平成22年3月31日

（ただし、実施設計図書の作成については、平成22年2月20日）

2. 一般事項

・ 2-1 適用範囲

本仕様書は、「海士町地域情報通信基盤整備推進事業」に係る実施設計（以下「実施設計業務」という。）に適用するものとする。本業務は、本仕様書に従わなければならない。

この仕様書に規定のない事項については、委託者と協議の上決定するものとする。

・ 2-2 計画概要

海士町地域情報通信基盤整備推進事業は、地域情報化に資する情報通信基盤を整備し、地域の活性化と定住環境の整備を図るものである。

具体的には、FTTH方式による高速通信網を町内全域に整備し、ブロードバンドゼロ地域を解消する。現段階において想定するサービスメニューについては高速通信用光ケーブルを利用して、IRU契約によるブロードバンドインターネットサービス、IP電話サービス、IP告知システムを予定している。また、放送用光ケーブルを利用して地上波デジタル放送の再送信を予定している。

基盤整備において必要となるセンター及びサブセンター局舎は、IRU事業者が提供する施設または、海士町が取得あるいは新築するものを利用する計画である。また、これ以外に基盤整備を円滑にするための施設、設備が必要な場合には、公共施設を優先的に活用するものとする。

・ 2-3 設計基準

本仕様書を基に、伝送路、伝送装置、センター設備等、低廉な運営経費となるよう調査及び実施設計を行うものとし、設計にあたっては、施設意図、機能、構造、関係法令等について委託者と協議の上、適切に設計を行うものとする。

本設計にあたっては、法令、規程、規格、基準の遵守並びに適用を行う。また、これらの適用を受けないもので、他の標準規格・基準等がある場合はそれに準拠するものとする。

(1) 関係法令

- ①有線テレビジョン放送及び同法関連規則
- ②有線電気通信法及び同法関連規則
- ③電気通信事業法及び同法関連規則
- ④電気事業法
- ⑤電気設備技術基準
- ⑥電気工事関係法令
- ⑦建築基準法
- ⑧道路関係法令
- ⑨河川法及び関係法令
- ⑩消防法
- ⑪個人情報保護法
- ⑫海士町条例・規則等
- ⑬その他関係法令等

(2) 規格・基準

- ①日本工業規格（JIS）
- ②電気学会電気規格調査会標準規格（JFC）
- ③日本電気工業会規格（JEM）
- ④日本電子機械工業会標準規格（EIAJ）

(3) 施工要領

- ①電気通信設備工事共通仕様書（建設電気技術協会）
- ②光ファイバーケーブル施工要領・同解説（建設電気技術協会）
- ③公共建築工事標準仕様書（国土交通省）
- ④その他関係法令・基準・標準規格等

仕様書に明示されていない事項、または疑義が生じた場合は、委託者と協議の上決定するものとし、受託者の一方的な解釈によつてはならない。

・ 2 - 4 業務の実施条件

- (1) 業務は、委託者が示した設計条件に基づいて実施すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、委託者と十分協議すること。
- (3) 設計にあたっては、委託者が別途選定するIRU事業者と十分に協議の上、IRU事業者独自仕様によるところは、IRU事業者の指示に従うこと。
- (4) 設計業務で協力会社を使用する場合は、事前に委託者の承諾を受けること。
- (5) 設計図書の作成業務には、必要に応じ行う現地調査を含むものとする。
- (6) 業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議すること。

・ 2 - 5 工程表等の提出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、委託者の承諾をうけなければならない。
 - ①工程表
 - ②担当技術者一覧表

③協力会社がある場合は、その会社概要と担当技術者一覧表

④その他委託者が必要に応じて指定する書類

(2) 受託者は、提出した(1)の②の記載内容については原則として変更することはできない。

・ 2-6 部外折衝等

受託者は、設計作業の実施にあたって部外折衝を行う必要が生じた場合は、速やかに委託者に文書で報告し、その指示に従わなければならない。

・ 2-7 打合せ議事録

業務の各段階における案ができたとき、又は、特に必要と認められるときには、委託者と十分協議の上確認を受けること。また、協議内容については、その都度、打合せ議事録を整理して提出すること。

・ 2-8 関係機関との協議

関係機関等との協議に係る資料・書類の作成は、本業務に含むものとする。

・ 2-9 審査

(1) 受託者は、本業務を遂行する上で、技術資料等の諸情報を活用し、十分に比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保するとともに、さらに審査を実施し、設計図書に誤りのないよう努めること。

(2) 受託者は、設計業務が終了したときは、業務完了届けを提出するとともに、成果品を提出し委託者の審査を受けなければならない。

(3) 業務終了期間前であっても、委託者から成果品の全部又は一部の提出を求められた場合には、その時点における成果品を提出し審査を受けるものとする。

・ 2-10 軽微な変更

受託者は、委託者が指示する設計条件・設計図書に関する軽微な変更に係る指示に応じなければならない。この場合において、「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。

・ 2-11 中立性及び秘密の保持

受託者は、常に設計事務所としての中立性を保持しなければならない。また、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

・ 2-12 設計完了後の業務

設計完了後、設計図書に誤記や不明確な点が認められたときには、速やかに修正及び補足図面等を作成すること。また、必要に応じて、工事施工段階における疑義の対応に協力すること。

・ 2-13 その他

(1) 本仕様書は主要事項のみ示しており、明示していない事項で当然実施しなければならないものについては、受託者の責任で実施するものとする。

(2) 監督職員の指示に従い、誠意をもって業務を遂行すること。

3. 実施設計業務

設計にあたっての基本的な前提条件を示したものであり、業務の実施にあたっては委託者との打合せの上、決定するものとする。

・ 3-1 基本的条件

(1) 費用対効果を十分に勘案したものであること。

- (2) 後年度負担が最小限となるように配慮したものであること。
- (3) 既存設備等で利用可能なものについては、可能な範囲で利活用するものとする。

・ 3-2 調査業務内容

調査項目は、次のとおりとする。

(1) 伝送路ルート調査

設計効率の良いルートを選定し、共架柱(電力柱、NTT柱)の共架が可能か判断する。共架柱の確認にあたっては、共架柱(先方)番号の確認、電柱間の距離(スパン長)の確認も含むものとする。また、共架ルートがない場合には自営柱を選定し、自営柱の種類、支線支柱等の調査を行う。また、電柱・管路等の照会、共架申請、特殊横断申請等、伝送路敷設に係る諸手続の資料作成を併せて行うこととする。なお、伝送路ルート選定にあたって、委託者が把握している情報については、受託者に提供するものとする。

(2) 宅建調査

地域内の一般住宅、公共施設、企業等の名称および位置を確認し、伝送路上のどの指示柱から引き込み工事が可能か調査を行う。

(3) その他

本仕様書は主要事項のみ示しており、明示していない事項で当然実施しなければならないものについては、受託者の責任で実施するものとする。

・ 3-3 設計業務内容

設計業務内容は、次のとおりとする。なお、補助対象、補助対象外の区分については、委託者と協議の上積算すること。なお、機器選定にあたっては、将来拡張が可能な全体システム構成を考慮すること。また、実施設計の作成に先立ち、本仕様書に記載のない事項は、委託者と協議の上決定するものとする。

(1) 設計範囲

①情報通信基盤施設及び設備

- (a)センター設備 (サブセンター設備含む。)
- (b)電源設備
- (c)伝送路設備
- (d)インターネット設備及びネットワーク設備
- (e)その他、必要とされる設備

②申請関連資料整理及び協議

- (a)共架、添架関連資料
- (b)道路占用、河川占用等関連資料
- (c)その他、明示されていない事項で必要な資料

③その他

- (a)地域情報通信基盤整備推進交付金関連資料作成補助
- (b)運営形態の整理及び運営主体との協議

(2) 実施設計書

- ①全体施設概要書
- ②システム構成図
- ③仕様書・特記仕様書
 - (a)センター設備 (サブセンター設備含む。)

- (b)電源設備
- (c)インターネット設備及びネットワーク設備
- (d)その他、必要とされる設備
- ④積算書（数量明細書）及び根拠資料
- ⑤拠点施設一覧表
- ⑥その他委託者が必要とする書類等
- ⑦実施設計図等
 - (a)ネットワーク構成図、施設系統図
 - (b)機器配置図（平面、立面）
 - (c)線路図
 - (d)光系統図（ブロック図）
 - (e)光芯線接続図
 - (f)共架、自営の区分が明確な平面図及び詳細図
 - (g)使用機器一覧表
 - (h)その他サービス設備関連図
 - (i)共架柱明細書（中電、NTT）・共架申請書等書類
 - (j)道路占用・河川占用許可申請等書類
 - (k)架線柱構造図及び施工要領図
 - (l)その他委託者が必要とする図面等

(3) 支援業務

- ①「海士町情報化推進計画」の作成支援

・ 3-4 設計業務管理

- (1) 受託者は、委託者の指示により関係行政機関と打合せを行い、必要な書類等に係る図書を作成しなければならない。行政機関との打合せの結果、必要とされた図書等についても同様とする。
- (2) 受託者は、事業の進捗に伴い計画に変更が生じた場合は、委託者と協議しその承諾を得なければならない。当該変更の内容は文書で報告し、変更に伴う修正作業等は、業務に含まれるものとする。
- (3) 受託者は、業務に係る会計検査が実施される際は、委託者と打合せを行いこれに対応しなければならない。

・ 3-5 成果品

下記に示すものは、設計図書作成業務に関する基本的な成果品を示したものであり、実施にあたっては委託者と打合せの上決定する。

- (1) 実施設計図書 3部
- (2) 伝送路図（A 1またはA 2版） 3部
 - うち、2部は二つ折り製本とする。また、A 3縮小版を別途1部提出する。
- (3) 電子データ（実施設計図書） 1式
- (4) その他委託者が必要とする場合は、その指示に従うものとする。